

# 株式会社三笠・鋌螺 一般事業主行動計画

株式会社三笠・鋌螺は、従業員一人ひとりが能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図りながら安心して働き続けることができる職場環境を整備するため、次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画目的 従業員が働きやすい環境づくりや多様な働き方の実現を通じて、生産性の向上と企業価値の向上を図るとともに、物心両面の幸福を追求し、すべての従業員がいきいきと活躍できる企業を目指す。
2. 計画期間 2026年4月1日～2029年3月31日までの3年間
3. 計画計画内容

目標 1	多様な働き方の推進により生産性向上を図り、賃金水準を持続的に向上させる
取り組み	1) 多様な働き方を支える制度整備 ○多様な勤務形態の活用を推進し、効率的で柔軟な働き方の実現を図る ○育児・介護等と仕事を両立できるよう社内制度の活用促進を行う
	2) 業務効率化による生産性向上 ○DXの全社展開によるデジタル化とペーパーレスの推進 ○業務の標準化を進め、属人的な業務体制の解消を図る
	3) 人材育成・スキル向上 ○社内外研修およびWEBセミナー受講の機会を提供する
	4) 生産性向上の成果の還元 ○生産性向上の成果を踏まえ、賃金水準の継続的な向上を図る ○企業の成長と従業員への還元の好循環を目指す ○上記の取り組みによりスキルの底上げや生産性の向上を図り、毎年平均5%の年収アップを目指す

目標 2	男性従業員の育児休業取得率について、計画期間中に段階的な向上を図り、1年目30%、2年目30%、3年目50%とする。
取り組み	1) 制度の周知および理解促進 ○男性の育児休業取得を促進するため、社内掲示板等を活用し、制度の概要や取得事例を周知する ○配偶者が出産予定の男性従業員および所属長に対し、個別に制度説明を実施する
	2) 取得しやすい職場環境の整備 ○育児休業取得予定者の業務について、事前の引継ぎおよび業務分担の見直しを行う ○部門内における取得促進について、管理職の関与を強化する
	3) 職場風土の醸成 ○取得しやすい雰囲気づくりを推進 ○短期間の育児休業や分割取得など、柔軟な取得を推奨する

<b>目標 3</b>	<b>子育て年代（25 歳～39 歳の労働者）について、各月ごとの法定時間外労働を 45 時間未満とする。</b>
取り組み	1) 業務の効率化・生産性向上 ○DX の推進により、業務のデジタル化および自動化を進める ○男女問わず業務の共有化を進め、マルチジョブの活用を行う
	2) 業務体制の見直し ○ダブルポジション化を推進し、業務の分担および平準化を図る
	3) 長時間労働の抑制 ○長時間労働者の状況を定期的に把握し、部門長へフィードバックを実施する ○月 45 時間を超える見込みのある場合は、事前に業務の見直しや調整を行う仕組みを整備する
	4) 意識改革 ○全社会等で管理職に対し、労働時間管理および業務効率化に関する意識啓発を実施する ○効率的な働き方を推進し、限られた時間内で成果を上げる意識の醸成を図る

<b>目標 4</b>	<b>有給休暇の付与日数が 10 日以上の従業員を対象として、「7 日以上の取得」かつ「60%以上の取得率」を目指す</b>
取り組み	1) 業務体制の見直し ○属人的な業務体制の見直しや優先順位等の計画的な業務管理により、年次有給休暇を取得しやすい環境を構築する ○マルチジョブ活用による有給休暇取得機会の促進
	2) 取得状況の可視化 ○各従業員の年次有給休暇取得状況を定期的に部門長へ共有し、計画的な取得を促進する
	3) 休暇取得の促進 ○年次有給休暇の取得を促進するため、年 1 回以上の連続休暇取得を推奨する ○管理職に対し、部門内での計画的な休暇取得の働きかけを行う

**【女性の活躍に関する情報公表】**

有給休暇取得率 …… 58.60%（期間：令和 6 年 4 月 11 日～令和 7 年 4 月 10 日）